

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間五千万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込みによることを義務付けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政治団体間における寄附の制限

政治団体(政党及び政治資金団体を除く。以下同じ。)のする政治活動に関する寄附は、同一の政治団体に對しては、年間五千万円を超えてすることができない。

二、政治資金団体に係る寄附の銀行振込み

1 何人も、預金等の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附(千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。)をしてはならない。

2 政治資金団体は、預金等の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附(千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。)をしてはならない。

3 何人も、1又は2に違反してされる寄附を受けてはならない。

4 1又は2に違反してされる寄附及び3に違反して受けた寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとする。

三、罰則

一に違反して寄附をした者及び一に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

四、施行期日

この法律は、平成十八年一月一日から施行する。